

令和4年12月8日

専決処分の報告について

鈴 鹿 市

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので，同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 12 月 8 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解

專 決 処 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年11月24日

鈴鹿市長 末松 則子

法律上市の義務に属する損害賠償について、次のとおりその額を決定し、及び和解するものとする。

1 損害賠償の額

1 1 4, 2 1 5 円

2 和解の相手方

[REDACTED]

[REDACTED]

3 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和４年７月２０日、白子駅前地内の市道白子駅前１８３号線において、職員が公用車を運転中、交差点に進入した際、当該交差点に左方から一方通行を逆走して進入してきた相手方車両の右前部に当該公用車の左前部が衝突したものの